

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
信濃川中流及び魚野川流域の減災に係る取組方針

平成28年8月26日

信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. はじめに

協議会設立の背景や課題、取組の概要を記載

2. 本協議会の構成員

信濃川中流及び魚野川に関係する市町村、民間企業、新潟県、気象庁、北陸地方整備局の構成員を記載

3. 信濃川中流及び魚野川の概要と主な課題

河川の特徴、明治29年(横田切れ)、平成16年、平成23年の出水状況、社会経済の状況などを踏まえた河川の課題を記載

4. 現状の取組状況

4. 現状の取組状況

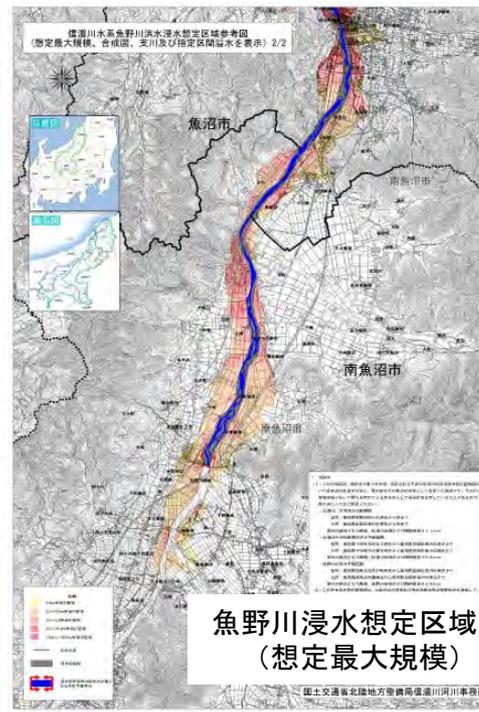
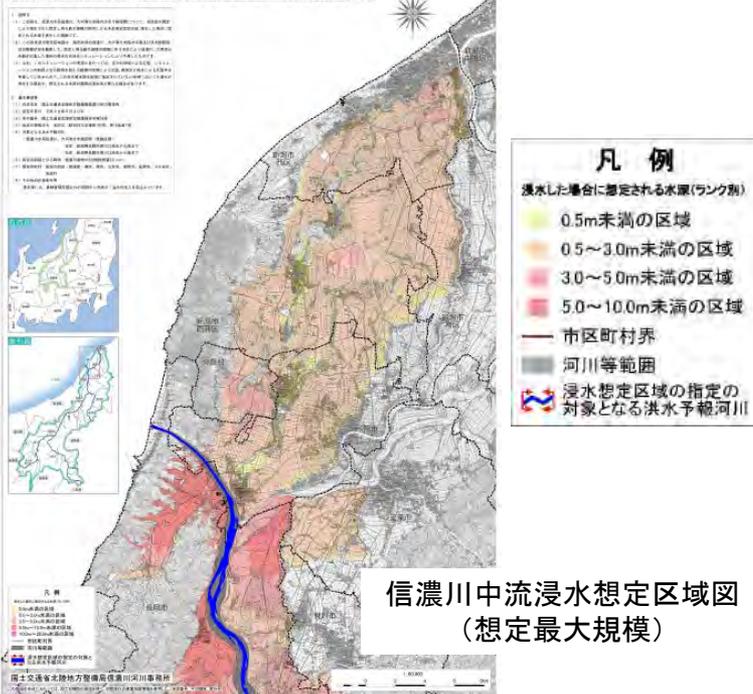
①情報伝達、避難計画等に関する事項

『洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング』

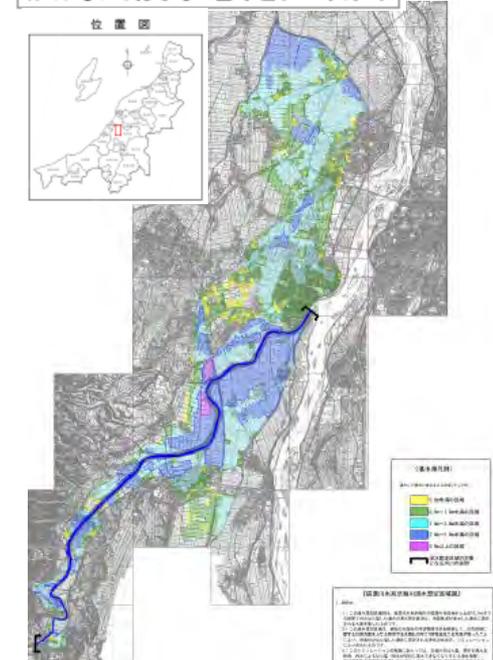
○現状

- ・信濃川中流及び魚野川(国管理区間)において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を信濃川河川事務所のHP等で公表している。
- ・信濃川中流及び魚野川(県管理区間)、県管理河川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。

信濃川水系信濃川、大河津分水路洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) 1/2



洪海川浸水想定区域図



●課題

- ・浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。

4. 現状の取組状況

①情報伝達、避難計画等に関する事項

『洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング』

○現状

- ・避難勧告の発令判断の目安となる、氾濫危険情報の発表等の信濃川中流及び魚野川の洪水予報を、信濃川河川事務所と気象台の共同で実施している。県管理の水位周知河川について基準水位到達情報を提供する水位周知を実施している。
- ・災害発生のおそれがある場合は、信濃川河川事務所長から沿川自治体の首長等に情報伝達（ホットライン）を実施している。



【洪水予報の基準となる基準観測所水位】

氾濫危険水位

市町村長による避難勧告等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。

※県管理河川は特別警戒水位

避難判断水位

市町村長による避難準備情報の発令判断の目安であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起になる水位。

氾濫注意水位

のり崩れ、洗掘、漏水などの災害が発生する危険性がある水位。水防団が出動して河川の警戒にあたる水位。

水防団待機水位

水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。

●課題

- ・水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。

4. 現状の取組状況

①情報伝達、避難計画等に関する事項 『避難勧告等の発令基準』

○現状

- ・地域防災計画等に具体的な避難勧告の発令基準や目安を明記している。
- ・信濃川中流及び魚野川(国管理区間)における沿川自治体とは、避難勧告の発令等に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。

第10節 住民等避難対策

【本庁】 災対総務部、災対福祉部、災対消防部、本部事務局
 【支所】 災対支所部、現地本部事務局

【関係機関】 県災害対策本部(統括調整部、被災者支援部)、県教育委員会、警察本部

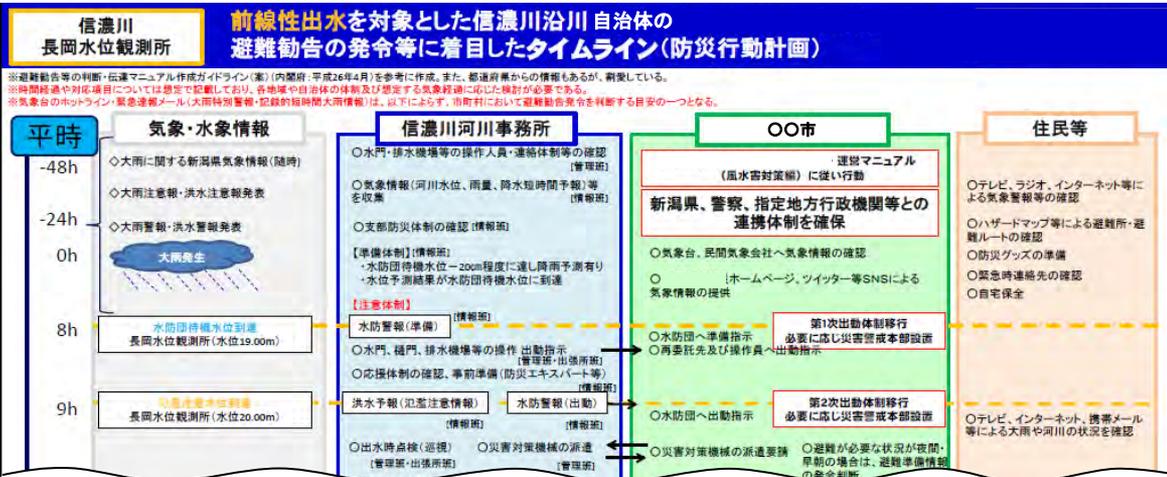
1 計画の目的

災害時の人身被害を最小限に抑えるため、市民、市及び防災関係機関は相互に連携し、迅速な避難を実施する。

<達成目標>

市は、避難準備情報、避難勧告又は避難指示(以下、この節において「避難情報」という。)の発出にあわせて、速やかに指定緊急避難場所及び指定避難所(以下、この節において「指定避難所等」という。)の開設を行い、被害の軽減を図る。

また、住民に対する避難情報の発出は、時期を失しないようにする。
 市民は、日頃身につけた知識や技術を生かして身の安全を確保するとともに、家族や隣近所の安全の確保を図るための活動を積極的に行うよう努める。



【地域防災計画(長岡市の例)】

【避難勧告等の発令に着目したタイムライン】

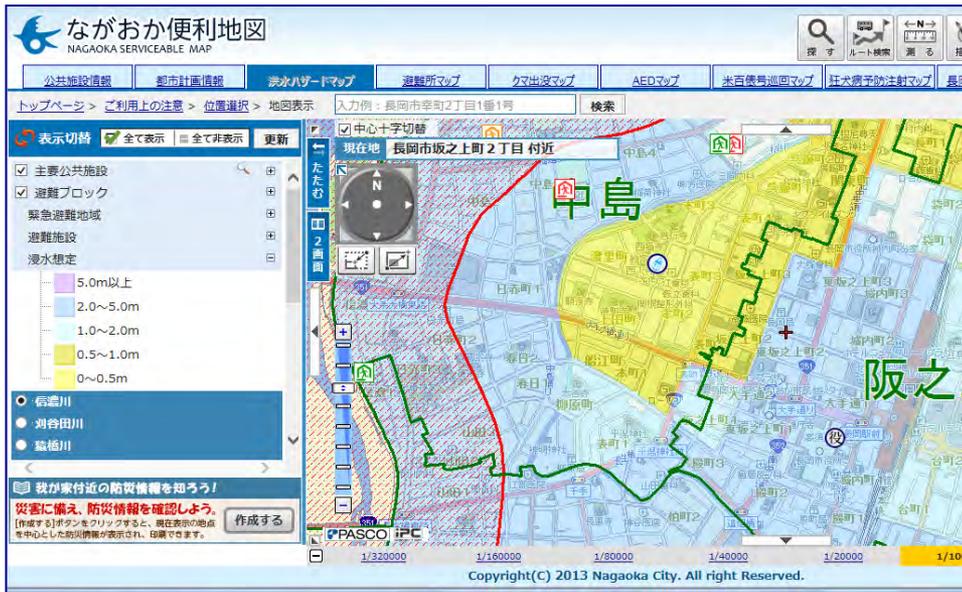
●課題

- ・信濃川中流及び魚野川の本・支川(国並びに県管理区間)において、避難勧告の発令等に着目した防災行動計画(タイムライン)が一部未整備であり、適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。
- ・避難勧告の発令等に着目したタイムラインが実洪水を経験していないため、実態に合ったものになっているかが懸念される。

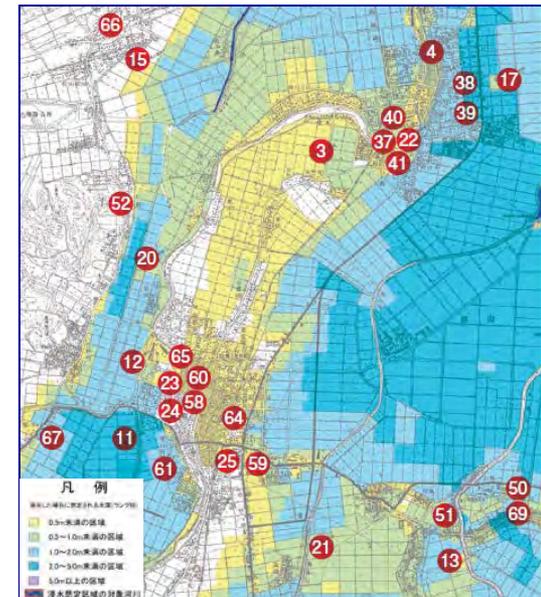
4. 現状の取組状況

①情報伝達、避難計画等に関する事項 『避難場所、避難経路』

- 現状
- ・避難場所として公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。



【洪水ハザードマップ(長岡市 平成20年度)】



【洪水ハザードマップ(新潟市西蒲区 平成18年度)】

●課題

- ・大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。
- ・大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。
- ・避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。

4. 現状の取組状況

①情報伝達、避難計画等に関する事項 『住民等への情報伝達の体制や方法』

○現状

- ・防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、TVデータ放送、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。
- ・河川管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。



国土交通省「川の防災情報」から、水位や雨量などの情報をリアルタイムでご覧いただけます。

水位・雨量情報

緊急情報

出水等の緊急時には、信濃川河川事務所が発令する緊急情報をトップページに掲載します。

緊急情報

信濃川河川事務所公式ツイッター、フェイスブックでも、防災関連情報を発信しています。

ツイッターフェイスブック

XバンドMPレーダー雨量

ライブカメラ

【信濃川河川事務所ホームページ】

●課題

- ・大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。
- ・WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。
- ・災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。
- ・住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。

4. 現状の取組状況

①情報伝達、避難計画等に関する事項 『避難誘導體制』

○現状

- ・避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。



【消防機関等による避難誘導（見附市堀溝町：H16,7,13）】



【消防機関等による避難誘導（見附市本町2丁目付近：H16,7,13）】

●課題

- ・災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。

4. 現状の取組状況

②水防に関する事項 『河川水位等に係る情報提供』

○現状

- ・国土交通省、新潟県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へ水防警報迅速化システムにより情報提供している。
- ・災害発生のおそれがある場合は、信濃川河川事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)をしている。

発表者 国土交通省 信濃川河川事務所 気象庁 新潟地方気象台	第1受報者 機関名	第2受報者 機関名	第3受報者 機関名
--------------------------------------	--------------	--------------	--------------

正規

信濃川中流氾濫注意情報

信濃川中流洪水予報第〇号
洪水注意報(発表)
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇時〇〇分
信濃川河川事務所・新潟地方気象台 共同発表

(見出し)
信濃川中流では、氾濫注意水位(レベル2)に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)
信濃川中流の小千谷水位観測所(小千谷市)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位(レベル2)」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

【洪水予報の例】

正規

水防警報(準備)

発令河川	基準水位観測所	発表番号
魚野川	小出水位観測所	第1号

平成25年04月06日23時10分 国土交通省 信濃川河川事務所発表

【現況】
魚野川の小出水位観測所(魚沼市)の水位は、6日23時10分現在89.91mです。

魚野川の小出水位観測所(魚沼市)の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

【水防警報の例】

●課題

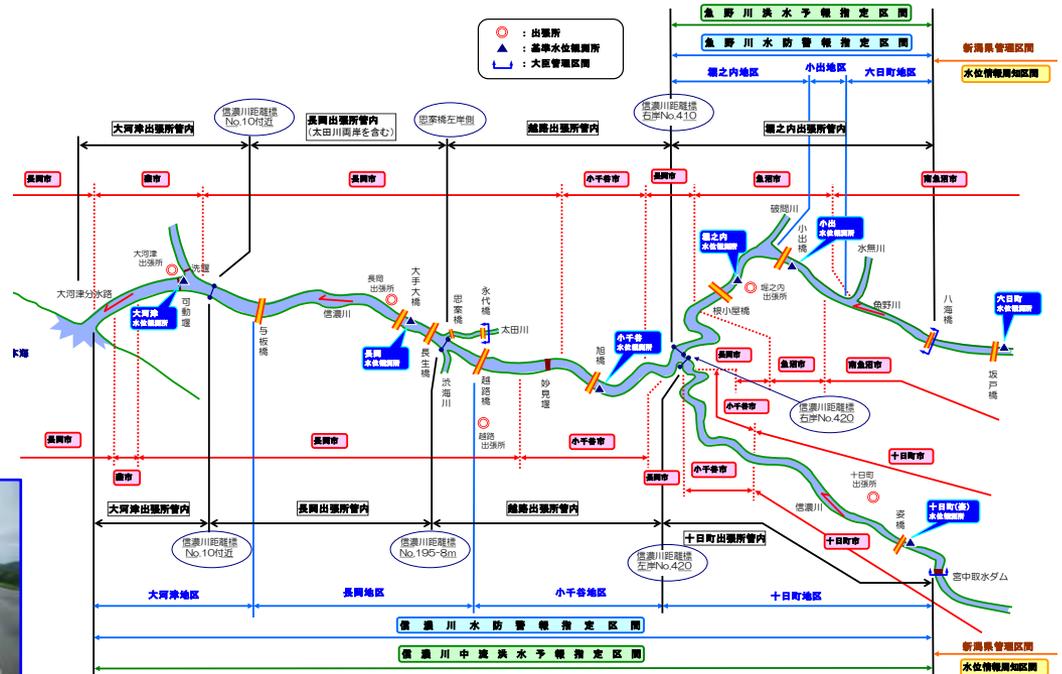
- ・優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定制・共有が難しい。
- ・堤防高が局所的に低く、水防活動に時間を要する橋梁等の河川横断工作物において、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。

4. 現状の取組状況

②水防に関する事項 『河川の巡視区間』

○現状

- ・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。
- ・地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。



【出水時の点検状況と範囲】



●課題

- ・河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
- ・水防団員が減少・高齢化している中で、それぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。
- ・水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。

4. 現状の取組状況

②水防に関する事項 『水防資機材の整備状況』

○現状

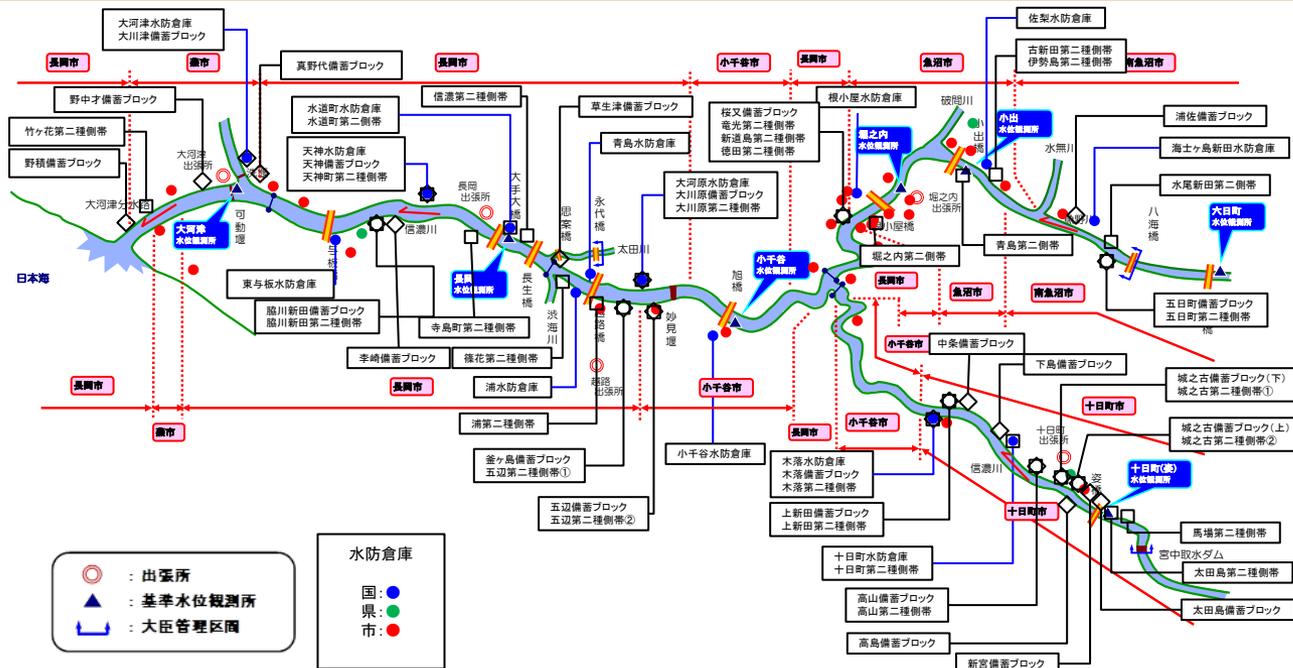
・各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。



水道町水防倉庫(国)



上新田備蓄ブロック(国)



●課題

- ・水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動の実施に懸念がある。
- ・水防団員の高齢化や人数の減少により、従来の水防工法を迅速に実施できるか懸念がある。
- ・鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、信濃川中流及び魚野川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。

4. 現状の取組状況

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項 『排水施設、排水資機材の操作・運用』

○現状

- ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。
- ・水門・樋門等の操作点検を出水期前に実施している。
- ・雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。



【排水ポンプ車出動状況】

●課題

- ・排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。
- ・現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水システムも考慮しつつ大規模水害を想定した排水計画を検討する必要がある

4. 現状の取組状況

④河川管理施設の整備に関する事項

『堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容』

○現状

- ・計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、上下流バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。
- ・堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。



凡例

現状		計画断面堤防
		計画断面に満たない堤防
		堤防不要区間

河川名	堤防延長 (km)		a/b (%)
	計画断面堤防 (a)	堤防必要区間 (b)	
信濃川河川事務所管内	101.8	168.7	60.3%
信濃川	63.1	111.1	56.8%
大河津分水路	6.9	10.7	64.5%
魚野川	29.8	44.9	66.4%
太田川	2.0	2.0	100%

(H27.3末時点)

●課題

- ・計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。
- ・堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。
- ・洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。

5. 減災のための目標

5. 減災のための目標

■5年間で達成すべき目標

日本有数の大河川で、千曲型洪水・魚沼型洪水といった洪水特性や、様々な地域特性を有した信濃川(中流)では、大規模水害に対して、

『確実な避難』 『社会経済被害の最小化』

を目標とする。

※大規模水害: 想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※千曲型洪水・魚沼型洪水: 千曲型洪水は、千曲川・犀川流域での増水の影響が大きい洪水で、洪水到達時間が長い。一方、魚沼型洪水は、魚野川流域での増水の影響が大きい洪水で、洪水到達時間が短い。

※社会経済被害の最小化: 大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態。

■目標達成に向けた3本柱の取組

信濃川などで河川管理者が実施する堤防整備等の「洪水を安全に流す対策」に加え、**水害リスクの共有を図った上で**以下の取り組みを実施

1. 信濃川の大規模水害における特徴を踏まえた**避難に関する取り組み**
2. 氾濫被害の軽減のための**水防等の水害対応の取り組み**
3. 上記1.2の実効性を確保するための**訓練・防災教育の取り組み**

※信濃川など・・・取組は直轄管理区間その他、洪水氾濫域の重複する支川や上流指定区間の河川管理者等との連携が不可欠であり、国・県管理の指定区間・支川等を含む。

6. 概ね5年で実施する取り組み

6. 概ね5年で実施する取り組み

1) ハード対策の主な取組

■ 洪水を河川内で安全に流す対策

- ・信濃川・魚野川における堤防整備等及び河道掘削
- ・洩海川、黒川、表沢川、十二沢川、田川ほかにおける河川改修

■ 危機管理型ハード対策

- ・信濃川・魚野川における堤防天端保護及び法尻保護
- ・県管理河川における堤防天端保護

■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- ・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備
- ・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置

2) ソフト対策の主な取組

1. 信濃川の大規模水害における特徴を踏まえた避難に関する取り組み

■ 情報伝達、避難計画等に関する取組

- ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション(信濃川・魚野川・県管理河川)の公表
- ・避難所の再設定(立ち退き避難が必要な区域及び地域や避難方法の検討)
- ・新たな洪水ハザードマップの作成・周知
- ・水位予測の検討及び精度の向上
- ・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進
- ・避難勧告の発令等に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備、及び検証と改善
- ・防災行動計画(タイムライン)に基づく実践的な訓練
- ・参加市町村による広域避難計画の策定及び支援
- ・プッシュ型の洪水予報の情報発信
- ・リアルタイムの雨量・水位データやライブカメラ映像の提供等、防災情報の充実
- ・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布
- ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善

6. 概ね5年で実施する取り組み

2) ソフト対策の主な取組

2. 氾濫被害軽減のための水防等の水害対応の取り組み

■ より効率的な水防活動の実施及び水防体制の強化に関する取組

- ・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施
- ・関係機関が連携した実働水防訓練の実施
- ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進
- ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築
- ・排水機場・水門・樋門等の情報共有、大規模水害を想定した排水計画の検討
- ・排水計画に基づく排水訓練の実施
- ・大規模災害時の活動拠点等配置計画の検討を実施
- ・適正なダム操作に資する水位流量データの入手方法等の検討

3. 上記1. 2の実効性を確保するための訓練・防災教育の取り組み

■ 平時から住民等への教育・訓練に関する取組

- ・自治会や地域住民も参加する洪水に対してリスクが高い箇所の共同点検の実施
- ・住民を対象とした水防災教育の実施
- ・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
- ・まるごと・まちごとハザードマップの整備・拡充
- ・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用
- ・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報の実施
- ・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実

洪水を河川内で安全に流す対策

＜信濃川、魚野川＞

○大河津分水路**山地部掘削**【引き続き実施：北陸地整】、川井地区**堤防整備**【引き続き実施：北陸地整】
 岩沢地区**河道掘削**【引き続き実施：北陸地整】、浸透対策箇所**堤防整備**【引き続き実施：北陸地整】

＜洩海川、黒川、表沢川、十二沢川、田川ほか＞**河川改修**【引き続き実施：新潟県】

【浸透対策(新長地区)】



【流下能力対策(川井地区)】



【大河津分水路(山地部掘削)】



【流下能力・浸透対策(黒津地区他)】



【流下能力対策(岩沢地区)】



凡例

- 距離標
- 橋梁
- 市町村界
- 国管理区間

凡例

現状	計画
—	計画断面堤防
—	計画断面に満たない堤防
—	堤防不要区間
—	浸透対策
—	パイピング対策
○	流下能力対策
—	侵食対策

※対策区間については、今後概ね5年間で実施する主な区間

※計画断面堤防とは、計画高水位以下の水位の流水を安全に流下させることを目的として必要となる標準的な堤防の断面形状を有する堤防。
 ※計画断面に満たない堤防とは、標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している堤防。
 ※堤防不要とは、丘陵地や台地部などの山付き、掘り込み等により堤防の整備が不要な箇所。
 ※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行箇所が変更となる場合があります。

危機管理型ハード対策

<信濃川、魚野川>

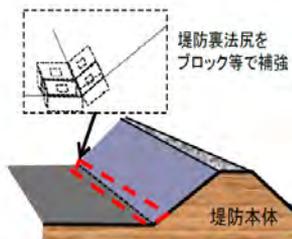
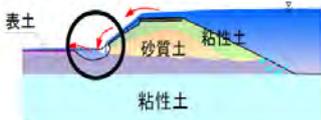
○天端保護【平成28年度から順次整備:北陸地整、新潟県】

○法尻保護【平成28年度から順次整備:北陸地整】

【堤防裏法尻保護(根小屋地区他)】

堤防裏法尻の保護

裏法尻をブロック等で補強し、越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも引き延ばす。



主な実施箇所	
	堤防天端保護
	堤防裏法尻保護

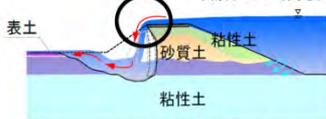


凡例	
	距離標
	橋梁
	市町村界
	国管理区間

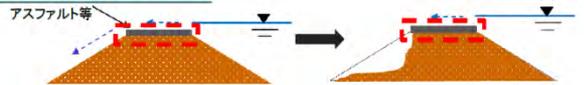
【堤防天端保護(九日町地区他)】

堤防天端の保護

堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法尻部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも引き延ばす。



堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。



避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

○**新技術を活用した水防資機材**の検討及び配備、既存の水防資機材の最適化【平成28年度から検討:北陸地整、新潟県、関係自治体】

○円滑な避難活動や水防活動を支援するため、**CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置**【平成28年度から順次整備:北陸地整、新潟県】

新技術を活用した水防資機材



CCTVカメラ(信濃川河川事務所HP公表)



信濃川 17.8右 大手大橋上流

情報伝達、避難計画等に関する取組

○要配慮者利用施設の避難計画の作成に向けた支援を実施【平成28年度から順次実施：北陸地整、新潟県、関係自治体】

要配慮者の安全確保計画

【長岡市】

【小千谷市】

【南魚沼市】

【弥彦村】

長岡市 要配慮者利用施設 要配慮者の安全確保計画

第10節 要配慮者の安全確保

【本庁】福祉保健部、市民部、都市整備部、危機管理防災本部、消防本部、子育て支援部
【支所】市民生活課、地域振興課

【関係機関】
・市民（要配慮者及び家族、町内会、自主防災組織）、企業、NPO、ボランティア団体等
・福祉サービス提供者（社会福祉施設、医療施設、民生委員、市社会福祉協議会、介護保険事業者、地域包括支援センター、障害者関係団体等）
・外国人関係団体（財）長岡市国際交流協会） ・防災関係機関 ・消防部、消防団
・県（防災局、知事政策局、県民生活・環境部、福祉保健部、土木部、病院局）、警察本部

1 計画の目的

要配慮者の安全確保のために、災害情報の伝達、安全な場所への避難誘導、避難先の確保等状況に応じて、きめ細やかな支援を行うように、行政、市民、防災・福祉・外国人関係団体等が連携し支援体制を確立する。

＜達成目標＞
市は、要配慮者の安全確保を図るために、市民と関係機関と連携し、要配慮者情報の収集・共有や避難支援体制等具体的な事項を定めた避難支援プラン等を作成する。また、要配慮者に配慮した指定避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。
行政や福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるように、施設の安全対策を行い、避難行動要支援者の受入れに対応できるよう関係機関と連携し安全確保に向けた体制を構築する。

2 各主体の責務及び業務の内容

(1) 市民・企業等の役割
①避難行動要支援者及び家族の役割
自らできることについては事前に準備する。なお、指定避難所への避難や2階以上への避難を検討する。
また、避難行動要支援者の安全確保のために、隣近所等との交流を深め、地域で協力を得られるよう努める。
②地域の役割
市は、災害時に隣近所での声掛け等、避難行動要支援者を支援できるように日頃からコ

長岡市 要配慮者利用施設 要配慮者の安全確保計画

第28節 要配慮者の安全確保計画

【担当課】 ○社会福祉課、保健福祉課、危機管理課、総務課、消防本部

1 計画の方針

○基本方針
要配慮者は、災害の認識や避難勧告等の災害情報の受領、自力避難等が困難な状況にあるため、避難からその後の生活までの各段階において、安全や心身の健康状態等に配慮しながら、行政と地域住民、自主防災組織、関係団体並びに社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）とが相互に協力し、安全確保に万全を期する。

※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。
【要配慮者の安全確保計画の体系】

大項目	中項目	小項目
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等	要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等	避難行動要支援者の把握 避難行動要支援者情報の共有
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	避難勧告等の情報提供 避難誘導 移送
	避難所の設置・運営	避難行動要支援者の安全確保 避難所の管理・運営 要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策	公的宿泊施設の確保 応急仮設住宅での配慮 公営住宅等の確保	
保健・福祉対策	保健対策	認知相談・安楽指導等 こころのケア 訪問看護等
	福祉対策	要配慮者のニーズ把握等 福祉サービスの提供 情報提供 生活資金貸付と（特別） 入所者等の安全確保 要配慮者の受け入れ
	社会福祉施設等の支援	市の実施体制 県等の支援体制 要配慮者の確保
外国人受援対策	防災教育	外国人への防災知識の普及啓発 外国人を含めた防災教育の実施

南魚沼市 要配慮者利用施設 要配慮者の安全確保計画

第32節 要配慮者の安全確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針
災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特設の配慮を行いつつ、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等の行政ととも要配慮者の身辺に関する地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）が協力しながら、それぞれ役割を適切に行うことのできる体制を確立する。

※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。
【要配慮者の安全確保計画の体系】

大項目	中項目	小項目
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等	要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等	避難行動要支援者の把握 避難行動要支援者情報の共有 要配慮者への広報・啓発 要配慮者向け物品の確保 避難行動要支援者対象の防災訓練
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	避難勧告等の情報提供 避難誘導 移送
	避難所の設置・運営	避難行動要支援者の安全確保 公営住宅等の確保 要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策	公的宿泊施設の確保 応急仮設住宅での配慮 公営住宅等の確保	
保健・福祉対策	保健対策	訪問看護等 認知相談・安楽指導等 こころのケア 訪問看護等
	福祉対策	要配慮者のニーズ把握等 福祉サービスの提供 情報提供 生活資金貸付（特別） 入所者等の安全確保 要配慮者の受け入れ
	社会福祉施設等の支援	市の実施体制 県等の支援体制 要配慮者の確保
外国人受援対策	防災教育	外国人への防災知識の普及啓発 外国人を含めた防災訓練の実施

ア 市
市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、避難勧告等の判断・伝達マニュアルや個別支援計画を策定するとともに、避難行動要支援者一人ひとりの避難計画である避難支援プランを関係機関等と協力して策定する。また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び関係住民等の協力を得ながら

弥彦村 要配慮者利用施設 要配慮者の安全確保計画

第22節 災害時要配慮者の安全確保計画

担当：総務課、住民福祉課

1 計画の方針

高齢者、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者は、災害の認識や情報の受領、自力避難などの困難な状況にある。
村は、県、防災関係機関等と相互に連携して、避難計画をはじめとした地域社会で要配慮者を支援する体制づくりを推進し、災害時における要配慮者の安全の確保に万全を期すものとする。

2 在宅避難者に対する対策

(1) 地域コミュニティの形成
ア 行政による支援
迅速な避難行動ができない要配慮者を災害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合う風土が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の要配慮者の救済の基盤となるものである。このため、村は、弥彦村社会福祉協議会、老人クラブ、民間ボランティア団体等による在宅の要配慮者に対する声かけ活動や安否確認などの住民相互支援活動への奨励に努めるものとする。
イ 要配慮者の実施対策
(1) 村は、保健課、ホームヘルパー等の訪問活動を通じ要配慮者の居住地域及び生活状況の把握に努めるとともに、あらかじめ要配慮者の位置情報等の登録がされているGIS（災害時要配慮者支援システム）を活用し、災害発生時における支援を迅速に行うための体制を整える。
ただし、生活状況の把握に当たっては、集落区長、民生・児童委員等と十分連絡を取るとともに本人または家族の同意を得る等プライバシーの保護に配慮するものとする。
(2) 村は、集落区長、民生・児童委員等と協力して要配慮者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進するとともに、災害発生時に要配慮者の居住地域等について、事前に避難勧告等との情報交換に努めるものとする。
(3) 村は、災害時に集落区長、民生・児童委員、消防団員が協力して介護、救護を実施出来る体制を確立するとともに、近隣住民の協力が得られるようなコミュニケーションづくりを進める。
(4) 公共施設の安全性の向上
村、県及び国は、要配慮者の安全な行動等を確保するため、「新築建築物のまちづくり条例施行規則」の基準に基づき、公共施設等の出入口や施設内のバリアフリー化を図るものとする。
(5) 情報伝達・避難誘導
ア 地域住民の役割
災害時における在宅の要配慮者への情報伝達・避難誘導等は、地域住民の果たす役割が大きいことから、村は、民生・児童委員、集落自治会または自主防災組織と協力し要配慮者と地域住民の共通意識の醸成に努めるものとする。
イ 情報伝達体制の整備

出典：長岡市地域防災計画 平成26年2月修正
風水害・雪害対策編抜粋 P100

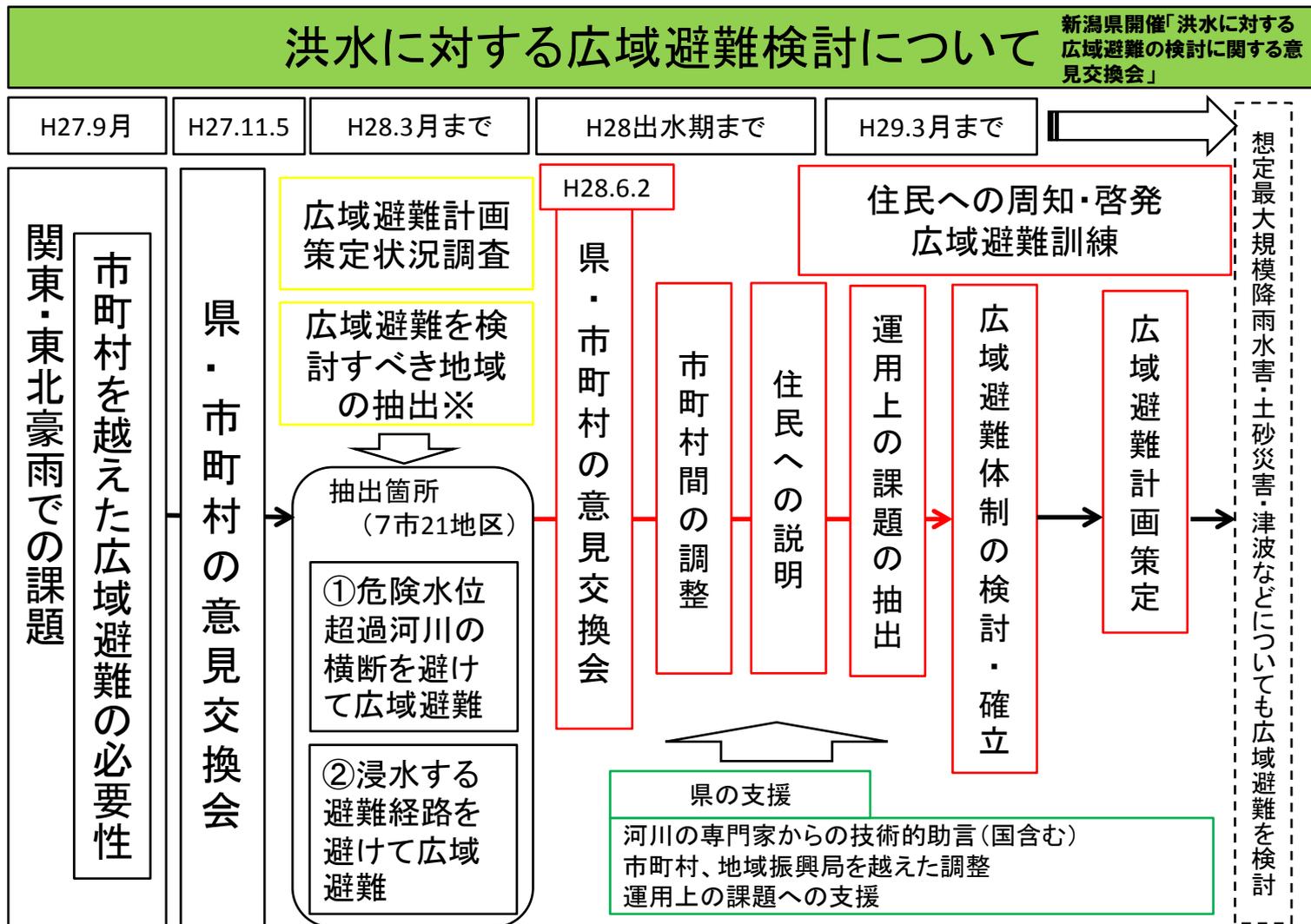
出典：小千谷市地域防災計画 平成27年3月修正
風水害対策編抜粋 P105

出典：南魚沼市地域防災計画 平成27年3月修正
風水害等対策編抜粋 P90

出典：弥彦村地域防災計画 平成28年3月
風水害等対策編抜粋 P75

情報伝達、避難計画等に関する取組

○参加市・町による**広域避難計画の策定および支援**【平成28年度から順次実施：北陸地整、新潟県、気象台、関係自治体】



※平成27年水防法改正前に公表されている浸水想定区域に基づき抽出

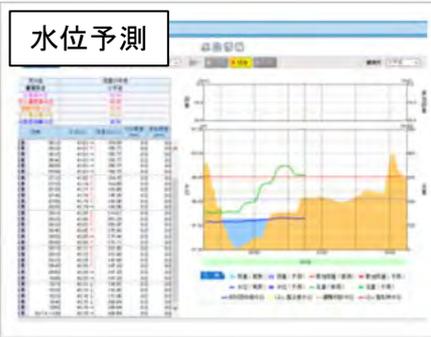
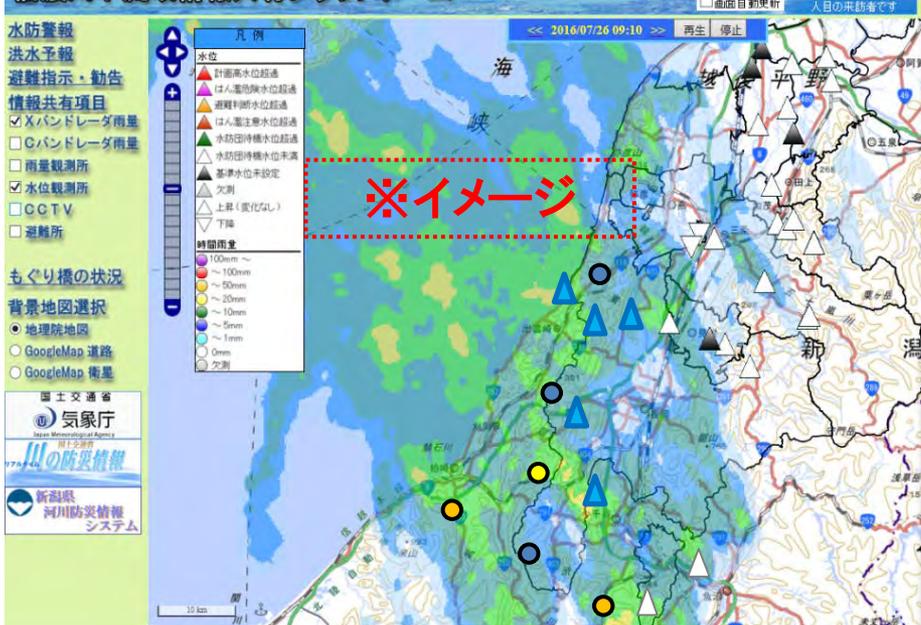
情報伝達、避難計画等に関する取組

○リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の配信など防災情報の充実【平成28年度から検討：北陸地整、新潟県、気象庁、関係自治体】

○水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供【引き続き実施：北陸地整、新潟県、関係自治体】

信濃川下流域の氾濫に備え、信濃川下流と防災情報を一元化し、共有・閲覧できるシステムを構築（インターネットで公開されている地図（GoogleMap）にレーダ雨量・水位、ライブカメラ、避難所等の情報を重ねて表示し共有することが可能）

信濃川下流域情報共有プラットフォーム



公開項目(案)
Xバンド・Cバンドレーダ雨量
水防警報
洪水予報
避難指示・勧告
テレメータ雨量・水位
水位予測データ
CCTV
避難所
気象警報・注意報

※今後、タイムラインの活用においても、予測水位やライブカメラ等がリアルタイムで確認ができるため、関係者間での緊密な連携効果が期待される。

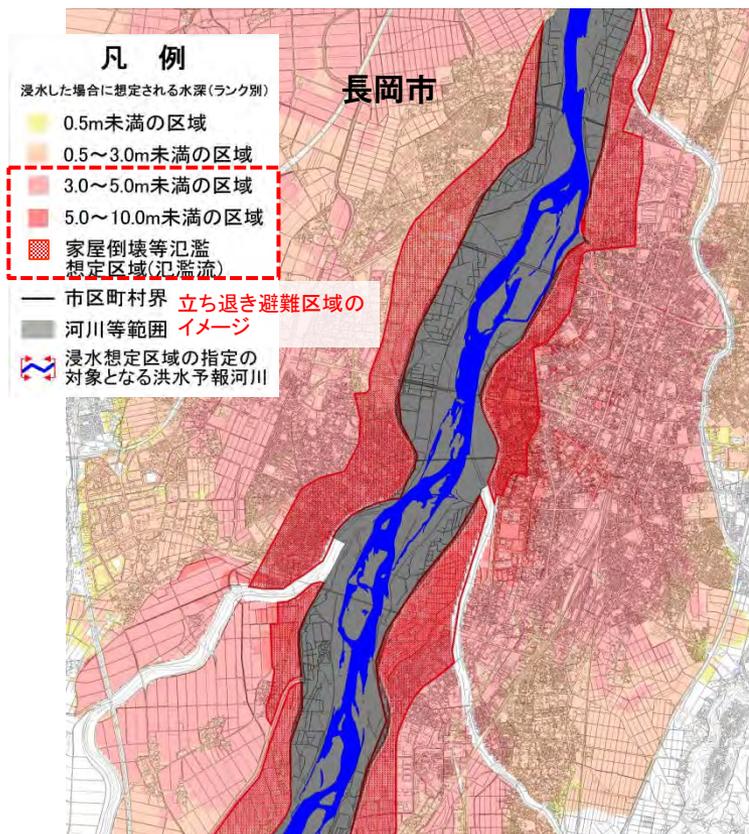
情報共有プラットフォーム化による一元表示(案)

【参考】<http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/platform/public>

情報伝達、避難計画等に関する取組

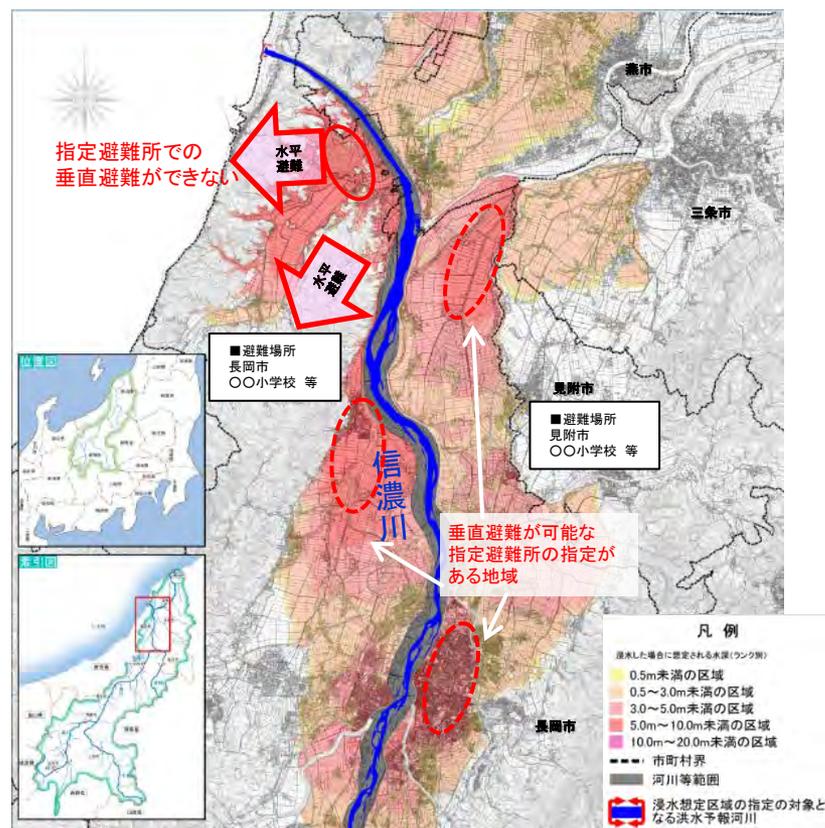
- **避難所の再設定** (立ち退き避難が必要な区域や、避難方法の検討)【平成28年度から順次実施: 北陸地整、新潟県、気象台、関係自治体】
- **新たな洪水ハザードマップの策定・周知** 【平成28年度から順次実施: 北陸地整、新潟県、関係自治体】
- 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善【平成29年度: 気象台】

立ち退き避難が必要な区域のイメージ



【想定最大規模降雨時家屋倒壊等氾濫想定区域図のイメージ】

垂直避難や水平避難など多様な避難のイメージ



【信濃川浸水想定区域図(想定最大規模降雨)】

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

○毎年、関係機関が連携した**水防実働訓練等**を実施【引き続き実施：北陸地整、新潟県、気象台、関係自治体】

関係機関が連携した水防訓練の実施



十日町市 つまりっ子広場 【十日町夜間水防訓練】



小千谷市高梨地先



長岡市東川口地先

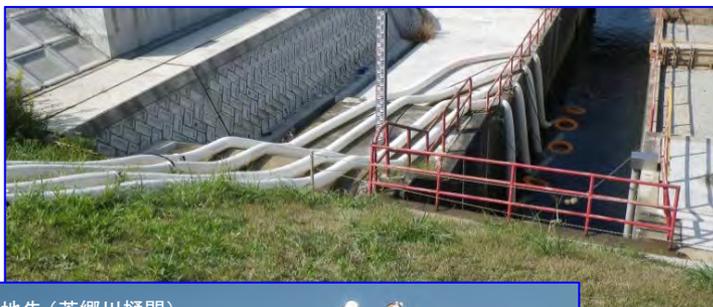
【大河津・長岡・越路地区水防訓練】

【魚野川夜間水防訓練】

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- 大規模水害を想定した排水計画の検討を実施【平成29年度から検討：北陸地整、新潟県、関係自治体】
- 関係機関が連携した排水実働訓練の実施【順次実施：北陸地整、新潟県、関係自治体】

排水ポンプ車の訓練



小千谷市千谷地先（茶郷川樋門）



排水ポンプ車の支援等



魚沼市佐梨地先

平成25年9月出水
明神排水機場
排水支援



魚沼市下島地先

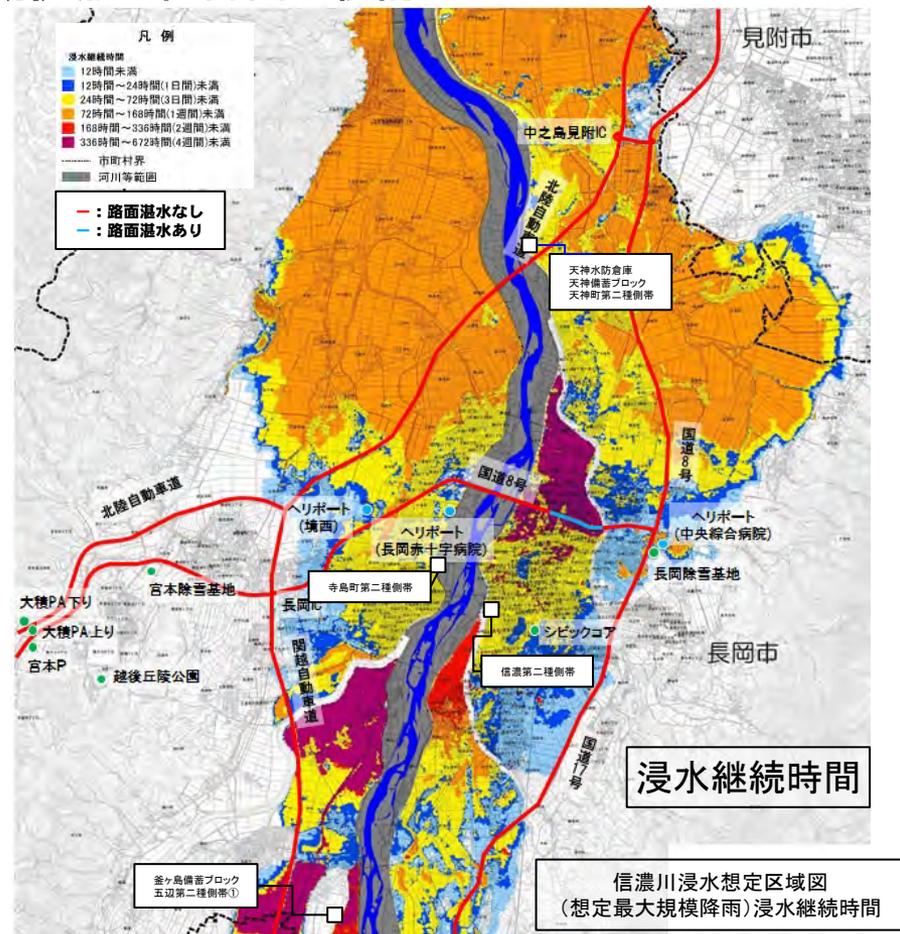
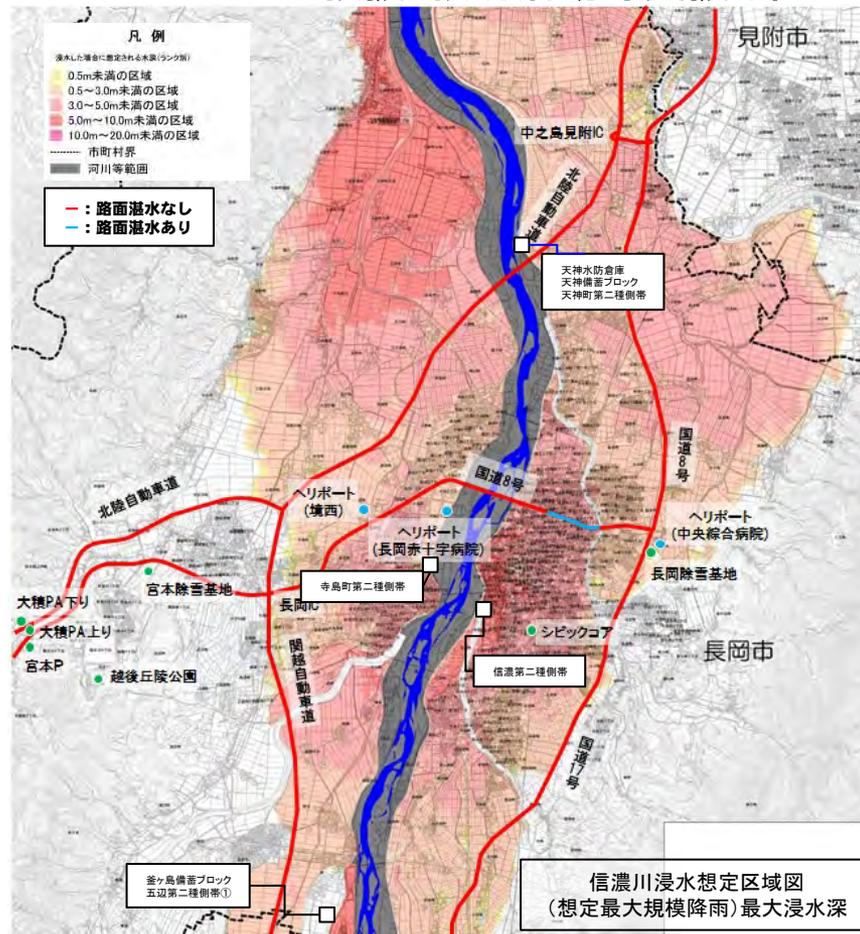
魚沼市下島地区の改修に併せ堤防天端に排水ポンプ車等の配置スペースを確保するとともに、国道17号からの乗り入れを確保

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

○大規模災害時の活動拠点等配置計画の検討を実施

【平成28年度から検討：北陸地整、新潟県、関係自治体】

救援・救助活動等支援も含めた活動拠点配置計画の検討イメージ



拠点のイメージは、大規模水害時に、社会経済被害の最小化のため、命を“助ける・つなぐ”ための救援・救助の拠点や他の市町が被災した際の広域的な連携のための拠点も重要。高速道路、港湾、空港、鉄道などの交通や物流の拠点から運ばれる救援・救助物資の集積地や宿营地として公園や道の駅などの公有地の他、SA・PAといった民間スペース等の多面的な活用を検討。

平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- 自治会や地域住民も参加する**水害リスクの高い箇所**の**共同点検**の実施【引き続き実施：北陸地整、新潟県、関係自治体、利水機関】
- 住民を対象とした**水防災教育**の実施【引き続き実施：北陸地整、新潟県、気象台、関係自治体、利水機関】

共同点検の実施



【重要水防箇所の共同点検状況】

水防災教育の実施



【信濃川の洪水と
その対策について】



【信濃川・魚野川水防演習における水防災教室】

平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

○毎年開催している水防フェアや自治体の防災訓練やイベントにおける豪雨体験の実施など、**水防災に関する説明会**の開催【引き続き実施：北陸地整、新潟県、気象台、関係自治体】

水防フェアの開催

洪水の恐ろしさや、洪水から地域を守るための「水防」活動についての知識を深め、災害時に自らを守るための行動を考えていただく機会として、毎年、5月の水防月間に合わせて『水防フェア』を毎年開催



「水防」等に関する各種パネルの展示
水防訓練DVD放映



水防工法の模型展示



洪水避難地図(ハザードマップ)掲示

豪雨体験の実施

自治体の防災訓練やイベントなどに、時間180mmの猛烈な雨や、過去の豪雨災害の降雨状況を再現できる、降雨体験装置を派遣し、地域住民から災害に繋がるような豪雨の体験を通して、防災意識の向上を図る

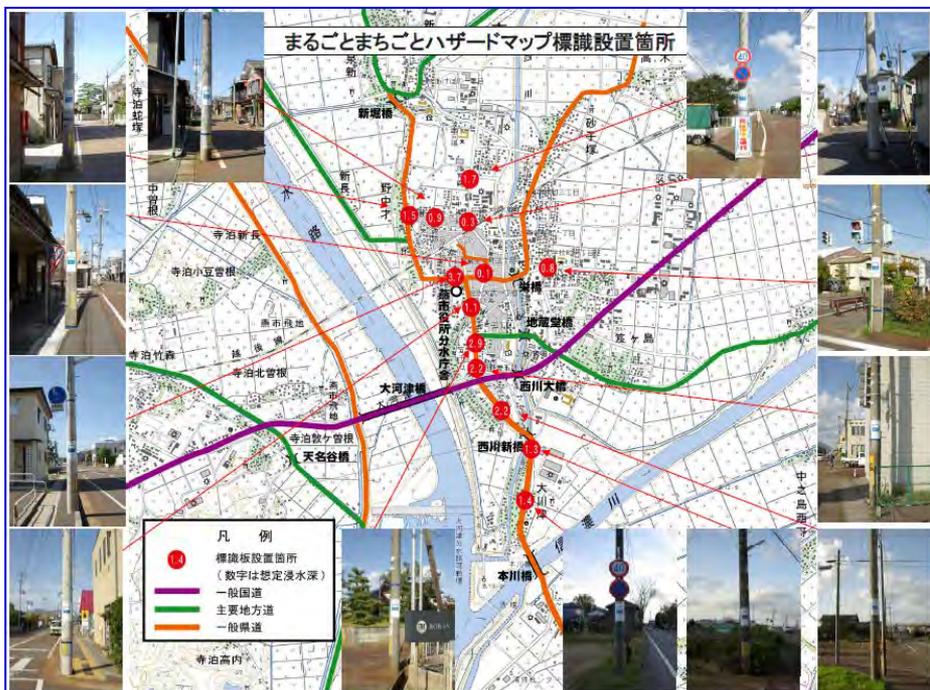


平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充【平成28年度から順次実施：北陸地整、新潟県、関係自治体】
- ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用【引き続き実施：北陸地整】

まるごとまちごとハザードマップの表示

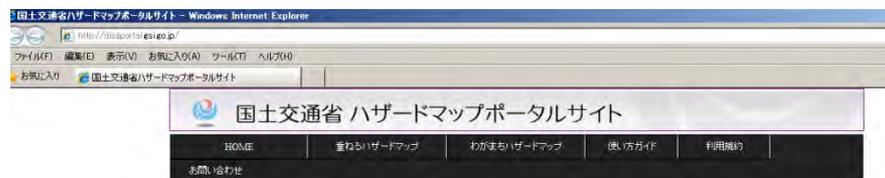
洪水浸水想定区域図及び水害ハザードマップを担うものとして、まちなかに標識等として、浸水深の情報や避難行動に関する情報を設置し、日頃から水害に対する意識を高めるとともに、洪水時の避難誘導の一助とする



出典：燕市HP

ハザードマップポータルサイトの周知

機会を捉えサイトの周知を行い、ハザードマップの周知サポートを行うとともに、地図情報について、災害時の避難や事前の防災対策等への利活用を促す



目的で選べる2つのハザードマップ

条件を掛けあわせて見るなら

市町村ごとの情報を探すなら

重ねるハザードマップ

道路洪水想定箇所
緊急輸送道路
事前通行規制区間
土砂災害危険箇所

浸水想定区域図
土砂災害危険箇所情報
道路洪水想定箇所、事前通行規制区間
緊急輸送路
航空写真
治水地形分類図
その他

地図や空中写真に、浸水想定区域や道路情報、危険箇所などを重ねて閲覧することができます。区境、県境もなくシームレスにマップを表示できます。

>> CHECK

わがまちハザードマップ

「わがまちハザードマップ」

- 洪水
- 内水
- 高潮
- 土砂災害
- 火山

各層ハザードマップを公表している市町村のサイトにつながります

各市町村が作成したハザードマップにスムーズにリンクします。調べたいまちと災害の種類を選んで検索してください。

>> CHECK

7. フォローアップ

フォローアップ

○各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

○原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

○なお、本取組方針は、全国各地の協議会で作成される取組方針の内容や技術開発の動向等について情報収集を行い、必要に応じて見直すこととする。

